

公益社団法人出水市シルバー人材センター

役員報酬等及び費用に関する規程

(平成24年4月1日制定)

一部改正 平成25年5月30日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人出水市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第27条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務執行の対価として別表1に基づく報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員のうち、センターの使用人を兼ねる者は役員としての報酬は無報酬とし、使用人を兼ねる者へ使用人として受け取る対価として給与を支給することができる。
- 3 前項の給与については、別に定める給与規程のとおりとする。
- 4 センターは、役員に対して賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(報酬等の支給日)

第5条 理事長の報酬は、毎月22日に支払う。

- 2 理事長を除く、非常勤役員報酬は、会議の都度、支払う。

(費用)

第6条 センターは、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、別表2に基づき、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

別表 1

非常勤役員			
職務区分	支給月額	職務区分	支給額
理事長	50,000円	理事会 各部会、委員会等 会計監査	2,800円 (1会議等出席当たり)

別表 2 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用			
各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく次の額			
距離	費用	距離	費用
2キロ以上5キロ未満	200円	15キロ以上20キロ未満	700円
5キロ以上8キロ未満	300円	20キロ以上25キロ未満	900円
8キロ以上11キロ未満	400円	25キロ以上30キロ未満	1,100円
11キロ以上15キロ未満	500円	30キロ以上	1,300円
(2) 役員の管外職務に係る費用			
公益社団法人出水市シルバー人材センター旅費規程に定める金額			